

事業用5台割れ厳格化

～営業所に配置する種別ごとの車両が事業計画違反で新基準施行～

事業を継続していく上で、重要な事業計画。

その中でも車両に関する変更は頻繁に行っていると思います。

“5台割れ”、適切な計画の元に事業を遂行されている皆さんにとってはあまり関係ないかもしれません、行政処分対象になりましたのでお知らせ方、警鐘させていただきます。

「5両以上」を満たしていない

※5両未満を確認した場合



命令発出

1回目！

改善期間（3ヶ月）→未改善の場合は行政処分



命令発出

2回目！

改善期間（3ヶ月）→未改善の場合は、

従来は国交省が他の監査項目と合わせて車両数もチェックしてきたが、車両数自体では命令発動の明確な基準を設けていなかった。「物流2024年問題」を考慮し、対応を厳格化することで事業者の法令順守をより徹底。

新基準はまた、命令を出した後の流れについても設定。トラック運送事業者は命令を受けてから原則3ヶ月以内に改善報告を提出するとともに、その内容に沿って事業計画を変更するよう定めた。

期日までに改善報告を出さなかった場合などは命令違反と認定し、行政処分や事業許可取り消しになる。

許可取消

【関連法令等】

・貨物自動車運送法第8条2項に基づく命令を発動する基準(施行日)令和7年5月1日



秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関